

2020年5月28日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国、新しい最恵国 (MFN)関税率表を 発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

英国政府は、2020年5月19日に新しい最恵国(MFN)関税率表とガイダンス¹を発表しました。パブリックコメントの要約と英国政府の回答はコンサルテーションページ²で入手できます。

この新しい関税率表は英国グローバルタリフ(以下、「UKGT」)と呼ばれ、現在英国への輸入品に適用されている欧州連合(EU)の対外共通関税に取って代わります。2020年6月30日までに英国離脱の移行期間が延長されない限り、移行期間が終了する2021年1月1日から適用されます。

影響を受ける物品

特恵関税や関税賦課一時停止措置などの例外が適用される場合を除き、UKGTは英国に輸入されるすべての物品に適用されます。たとえば、EUと英国の貿易協定が期限までに締結されない場合、EU加盟国からの物品も適用対象となります。

ただし、英国政府はWTO（世界貿易機関）ルールや既存の特恵関税制度に基づき、2021年1月以降に英国に輸入される物品の60%は関税0%になると予想しています。

英国は、農業、自動車、漁業などの自国の産業を保護するために特定製品について関税を維持しています。また、一部の関税は、開発途上国からの輸入を支援するためにこれらの国の英国市場への特恵措置が維持されています。

2020年5月19日のUKGTの公表に際し、英国政府は、新しい関税率表は「EU対外共通関税よりもシンプルで使いやすく、低関税の制度」であり、「煩雑な通関手続その他不要な貿易障壁を取り除き、コスト圧力を軽減し、消費者の選択肢を広げ、英国の産業がグローバルな舞台で競争するのをサポートするもの」と述べています。今回の変更には、関税コード区分の簡素化、標準化した関税率への切り下げ、関税率2%未満のすべての関税撤廃が含まれます。

また、新しい関税率表の下で関税が0%になる例として、食器洗い機（現行2.7%）や塗料（現行6.5%）などの消費者向け製品、LEDランプ（現行3.7%）や自転車タイヤチューブ（現行4%）など持続可能な経済を推進するための製品が挙げられています。さらに、英国政府が公開したガイダンスによれば、新型コロナウイルス（COVID-19）感染対策に必要な品目は必要に応じて2021年も引き続き一時的に関税が撤廃され、2020年を通じて見直しが行われます。

各企業は、UK Global Tariff tool³を使用して、2021年1月1日から英国への輸入品に適用される関税率を確認できます。英国向けに輸出を行っている企業は、こうしたツールを活用して英国のEU離脱後の関税率を確認することが推奨されます。

英国政府は、EU離脱に伴う施策として、自由貿易協定の締結を推進しています。すでに米国とは交渉を開始しており、日本との交渉も開始予定と公表されています。自由貿易協定の進展状況も今後フォローが必要です。

巻末注

1. <https://www.gov.uk/guidance/uk-tariffs-from-1-january-2021>
2. <https://www.gov.uk/government/consultations/the-uk-global-tariff>
3. <https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200528

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp